

税

納付は期限内に！ なす 税必



期限内納付が困難な場合は必ずご相談を！

■町税などは期限内納付の厳守をお願いします

町民の皆さんに納めていただいた町税は、福祉や教育、道路整備をはじめとする行政サービスの貴重な財源です。安心して生活できる環境づくりのため、町税の期限内納付をお願いします。

町税の滞納は、期限内に納付していただいている大多数の皆さんとの公平性を欠く行為であり、督促状や催告状の送付など不要な経費に大切な税金を使うこととなります。町の財政を圧迫し、充実した住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

■他自治体と連携して税の徴収率向上を図る

町では、住民負担の公平を図り、

昨今の厳しい財政事情の中で徴収を確保することを目的として、嘉島町、御船町、美里町、山都町、県の5団体と連携して滞納整理事務の効率化に取り組んでいます。各団体の税務職員を併任職員として相互に派遣することで、悪質な滞納者への差し押さえや差し押さえ財産の公売会を合同で実施し、徴収のさらなる向上を図っています。

公売会の開催は、町公式ウェブサイトに「甲佐町の公売ページへようこそ！」ページにてお知らせしています。ぜひご覧ください。

■口座振替をご利用ください

町税などの納付を口座振替にされると納付のために窓口へ出向く必要がなくなるので便利です。感染症対策の一環としてご協力ください。引き落とし日前に通帳残高の確認をお願いします。

また、休日窓口（午前8時30分～午後5時）や毎月末の夜間窓口（午後5時15分～午後8時）も開設しています。納期限内の納付をお願いします。やむを得ない事情で期限内納付が困難な場合は、そのまま放置せず、事前に町税務課までご連絡の上、ご相談ください。

町税務課 ☎096-234-1112(内線113)

国民健康保険・後期高齢者医療保険

■ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品のことを「後発医薬品」という呼び方をします。それに対して新薬のことを「先発医薬品」と呼びますが、この新薬の特許が切れた後に販売される医薬品であるため「後発医薬品」と呼びます。後から販売されるようになっても、新薬と同じ有効成分・用法用量で、同等の効果を発揮するようにつくられています。

■ジェネリック医薬品が新薬よりも価格が安い理由

新薬を開発するには莫大な費用がかかりますが、その新薬は20～25年の特許期間は開発メーカーが独占的に製造することができます。しかし、この特許期間が過ぎると、

ほかのメーカーも同じ成分の薬を製造することができます。開発の費用が掛からない分、ジェネリック医薬品の価格は新薬の2～7割ほど安価なものが多くなっています。

■なぜジェネリック医薬品を推奨するのか

高齢化が進み今後も医療費が伸びていくことが予想されており、皆さんの医療費の負担も増えていくこととなります。ジェネリック医薬品を使うことで自分自身の費用負担が減ると同時に国民健康保険財政への負担も減らすことができます。保険で負担する医療費を抑えることは、それに必要な国民健康保険税はもちろん国、県、町の税金の負担を抑えることにつながります。

■どうすればジェネリック医薬品を利用できるか

ジェネリック医薬品の処方希望する場合は、医師の処方せんが必要です。まずは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。被保険者証と一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を配布していますので、ぜひご利用ください。

ジェネリック医薬品で 医療費を節約しましょう



希望カードは町住民生活課で配布しています

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線110)

国民健康保険・後期高齢者医療保険

第三者の行為によって
傷害を受けたら届け出を



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■交通事故などの第三者行為は
町へ届け出が必要です

交通事故や飼い犬にかまれるなど、第三者の行為によって疾病や負傷をすることを「第三者行為」といいます。国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者が第三者行為によって傷害を受けた場合、被害者の過失割合部分を除いて、医療費は加害者が負担することになっています。

その場合、それぞれの健康保険で保険診療は受けられますが、町住民生活課への届け出が必要となります。

第三者行為による医療費は、国民健康保険および後期高齢者医療保険（保険者）が一時立て替えて支払います。その後、町への届け

出に基づき、立て替え分を保険者が加害者に代理請求します。

届け出の前に加害者と示談を結ぶとその内容が優先し、国民健康保険および後期高齢者医療保険での保険診療扱いをすることができなくなる場合があります。示談を結ぶ前に、必ず町住民生活課保険係へ届け出てください。

●第三者行為の例

- ・交通事故やけんかによる傷害
- ・飼い犬かみつきによる傷害
- ・建設現場などでの落下物による傷害

■交通事故に遭った場合は

交通事故に遭つたら、すみやかに警察に届け「交通事故証明書」を申請しましょう。

●けがをして医療機関などで治療を受けるときは

①第三者行為（交通事故や傷害事故）であることを医療機関などの窓口で申し出ましょう。

②町へ「第三者行為による被害届」などを提出しましょう。

●町への届け出に必要なもの

被保険者証、第三者行為による被害届、交通事故証明書、事故発生状況報告書、念書、誓約書、印かん

国民年金

■国民年金付加年金保険で将来
の受給年金額を増やせます

国民年金付加年金制度とは、国民年金第1号被保険者（国民年金に加入している人）および任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受け取る年金額を増やすことができる制度です。

▼定額保険料（令和3年度）

1万6610円/月

▼付加保険料

4000円/月

■付加年金額について

付加年金額は、「4000円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加

付加年金保険料で受給
年金を増やしませんか



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

保険料月額4000円を上乗せして納めた場合、40年間で総額19万2千円を余分に支払うこととなりますが、年金受給時に年額9万6千円が加算されますので、2年間で取り戻すことができます。

■付加保険料を納める際の注意
事項

納めていただく際、次の点に注意してください。

- ①付加年金保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
- ②付加年金保険料の納期限は翌月末と定められています。
- ③納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ④付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ⑤国民年金基金に加入している人は、付加年金保険料を納めることはできません。
- ⑥月末が土曜日、日曜日、祝日の場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
096-367-8144